

**下水道管路施設維持管理等業務
プロポーザル実施要領等に関する質問及び回答**

プロポーザル実施要領		
1	質問	6.1.1で「① 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。但し、正本及び副本については、企業名等を表記すること。」と記載いただいておりますが、6.1.2では提出は正本1部と副本1部の計2部と記載いただいております。これは、副本には企業名を記載しないということでしょうか。
	回答	御指摘のとおりです。 副本には企業名等を表記しないようにしてください。 公募資料は修正し、再掲します。
2	質問	6.2.1で「① 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。但し、正本及び副本については、企業名等を表記すること。」と記載いただいております。6.2.2では提出は正本1部と副本1部の計2部と記載いただいております。これは、副本には企業名を記載しないということでしょうか。
	回答	御指摘のとおりです。 副本には企業名等を表記しないようにしてください。 公募資料は修正し、再掲します。
3	質問	特定テーマ(2)の「点検業務や清掃業務の適正頻度についての考え方と実施方法についての提案」で、点検箇所を減じた場合は創意工夫が認められれば契約変更はないとのことですが、点検箇所が増えた場合はいかがでしょうか。
	回答	創意工夫のある提案でコスト縮減が図られる場合とは、従来どおりの手法から新たな手法等を採用することで実施頻度を軽減させる、また、それ以降の維持管理を必要としない状態とすること等を想定しており、点検箇所を減らすことは想定していません。 点検箇所等が増える場合、本業務は複数業務を一括・複数年で発注することから業務全体を踏まえた協議を行います。
4	質問	特定テーマ(5)の「5つの指標」と記載いただきましたが、5つとされましたお考えをお教えてください。
	回答	プロポーザル実施要領に記載のとおり、第1期業務において、道路陥没箇所数、管きよ等の詰まり事故発生件数、下水道サービスに対する苦情件数を業務指標(KPI)として業務を実施中であり、一定の評価ができていますと考えています。一方、これらの数値の増減には、包括的民間委託導入以外の要因も考えられることから、今回特定テーマとして提案を求めています。 指標を5つとしたのは、包括的民間委託導入後、その効果を対外的に示すことが求められ、第三者への説明や理解促進を図るうえで、業務内容を考量し、バランスよく評価できる数として5つとしています。なお、提案いただく指標は5つ以上であっても問題ありません。
要求水準書		
5	質問	本業務もホームページに記載いただいた「※国土交通省が推進するウォーターPPPを活用することになった場合、業務の一部を見直すことがあります。」とありますが、具体的に何を見直されるのでしょうか。
	回答	今年度、国土交通省からウォーターPPPの概要が明らかにされ、本市としても制度の詳細について情報収集に努めているところです。現時点でウォーターPPP導入については何も決まっておらず、今後、導入の可能性を検討する予定です。 ウォーターPPPの導入については、令和9年度以降、汚水管改築の交付金要件であり、本市下水道事業への影響が極めて大きいと判断した場合、業務の一部を見直すことがあります。具体的には、履行期間が対象になると考えています。
6	質問	災害時に求められています事後対応とは、被災調査から施設の本復旧までの対応をお考えでしょうか。
	回答	要求水準書27ページ3.7.2に記載のとおり、事後対応に施設の修繕と改築は含んでいません。代替機能確保のための緊急的な措置等は含むものと考えています。
7	質問	災害時に求められています被災調査から施設の本復旧まで事後対応ですが、必要になります費用についてはどのようにお考えでしょうか。
	回答	基本契約書(案)8ページ第26条に記載のとおり、被災状況把握業務及び二次被害防止等緊急措置業務にかかる業務委託料については、業務委託料を増額変更して対応します。

8	質問	災害時とは、台風や地震等を想定されていますが、災害の対象としては自然災害等の不可抗力の事象をお考えで、人為的災害は含まない考えでよろしいでしょうか。
	回答	台風や地震等の自然災害を想定しています。ただし、人為的災害でもその状況や内容によっては協議をお願いする場合があります。
要求水準書 別紙		
9	質問	令和7年度から令和10年度の各年度で予定数量を別紙にお示しいただいていますが、ホームページに記載いただいた「※国土交通省が推進するウォーターPPPを活用することになった場合、業務の一部を見直すことがあります。」とありますが、具体的に何を見直されるのでしょうか。
	回答	今年度、国土交通省からウォーターPPPの概要が明らかにされ、本市としても制度の詳細について情報収集に努めているところです。現時点でウォーターPPP導入については何も決まっておらず、今後、導入の可能性を検討する予定です。 ウォーターPPPの導入については、令和9年度以降、污水管改築の交付金要件であり、本市下水道事業への影響が極めて大きいと判断した場合、業務の一部を見直すことがあります。具体的には、履行期間が対象になると考えています。
10	質問	下水道施設点検業務は、別紙1の別表1-2に数量を示していただいておりますが、点検する詳細位置については別図1では示されていません。これは点検する箇所を提案できるという理解でよろしいでしょうか。
	回答	点検する箇所については、指定の箇所となります。詳細位置については、要求水準書6ページ、1.24貸与資料及び貸与品等に基づくその他資料によります。
11	質問	別表1-28 住民等要望件数の実績と当社の実績数に差異がみられます。表記されている数値の根拠をご教授ください。
	回答	要求水準書に記載の住民等要望件数については、現地確認し対応した件数を示しています。電話対応のみの件数等は含んでいません。
要求水準書 別図		
12	質問	【別図14】水防事前パトロール及び重要点検箇所位置図は、インターネットに掲載いただいた公告資料の内、「2.要求水準書 別図14、15」に別図13掲載いただいた水防事前パトロール箇所一覧を【別図14】として宜しいでしょうか。
	回答	御指摘のとおりです。 公募資料は修正し、再掲します。
13	質問	【別図15】定期除草箇所位置図の全体位置図はないでしょうか。インターネットに掲載いただきました「2.要求水準書 別図14、15」には別図13として土木部との協議による重要点検箇所を掲載いただいています。これは水防事前パトロール及び重要点検箇所位置の資料として、その後の66ページ以降を【別図15】定期除草箇所位置図として宜しいでしょうか。その際、全体位置図はないでしょうか。
	回答	御指摘のとおりです。 公募資料は定期除草箇所の一覧表を挿入する形で修正し、再掲します。 全体位置図はありません。
様式集		
14	質問	「参加表明書」と「様式3会社概要書及び業務経歴書」(P8, P9, P10)に記載されている下記内容が異なっておりますが、同種実績又は類似業務に関わる実施実績の記載はどちらに合わせるべきでしょうか？ 【参加表明書】 計画的維持管理業務、日常的維持管理業務、改築計画策定業務 【様式3会社概要書及び業務経歴書】 2. 予防保全型維持管理業務経歴書 (P8)、3. 計画的維持管理業務経歴書 (P9)、4. 予防保全型改築計画策定業務経歴書 (P10)
	回答	様式3 会社概要書及び業務経歴書に合わせて作成してください。 公募資料は修正し、再掲します。
基本契約書(案)		
15	質問	「行政サービス(公共下水道サービス)として実施すること自体に関する住民対応」の具体例をお示しいただけますでしょうか。
	回答	「行政サービス(公共下水道サービス)として実施すること自体に関する住民対応」とは、「本市の下水道事業そのものに起因した住民対応」を指し、これについては、発注者の負担となります。例えば、下水道事業への反対運動により業務が滞り、住民対応が生じた場合の対応にかかる費用を想定しています。

16	質問	「前号以外の法令等の変更の場合には、受注者の負担とする」とされていますが、本号が適用される具体例をお示しいただけますでしょうか。
	回答	第36条第4項第1号が指す「本業務に直接関係する法令等の変更」とは、本件事業の根拠法令の変更や、本件事業を直接に規制する新規立法を指し、それ以外の一般的に適用される法令の変更や新規立法についてはすべて同項第2号が適用されます。 例えば、本件で言えば公募プロポーザル実施要領1.8に明記されている下水道法は「本業務に直接関係する法令等」と考えておりますが、それ以外の法令(要求水準書別紙2に記載のある遵守法令等を含む。)は、基本的には、本件事業の根拠法令や本件事業を直接に規制する法令ではなく、一般的に適用される法令であるため、これらの法令に変更があり、事業コストが増加した場合は第2号の適用により増額費用は受注者の負担になると考えております。
17	質問	受託者賠償責任保険は、共同企業体各社が加入する保険が本事業に適用でき、それが本別紙に記載の条件(1事故あたり対人・対物合わせて3億円以上補償されるものに限るという条件)を満足していれば、共同企業体として別途で保険に加入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。
	回答	共同企業体の各構成員が加入する保険が本業務に適用でき、その条件が別紙2に示す条件を満たしていれば、問題ありません。